

安法制違憲差止め訴訟控訴審第2回期日 報告集会プログラム

参議院議員会館第101会議室
2021年9月10日（金）17:00～19:00

○裁判の報告

代理人弁護士 福田 護

代理人弁護士 杉浦 ひとみ

代理人弁護士 ^{こがわ}古川 健三

代理人弁護士 棚橋 桂介

※これからの裁判

国賠訴訟控訴審裁判 第4回期日 10月 1日（金）10:30 【101号法廷】

差止訴訟控訴審裁判 第3回期日 11月30日（火）14:00 【101号法廷】

国賠訴訟控訴審裁判 第5回期日 12月10日（金） 【101号法廷】

※時間はまだ確定してません。

<経過>

15:00～ 第2回口頭弁論 101号法廷 開廷

16:30～ 記者会見（後日動画配信予定）

17:00～ 報告集会（zoom配信及び後日動画配信予定）

18:30～ 原告集会（同上）

訴えの予備的変更について

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 古川(こがわ) 健三

1 原判決は、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使としての防衛出動等（ここでは差止め請求の対象行為を総称して「本件各行為」という）の差止め請求について、処分性を否定して請求却下の判断を行なった。

処分性を否定する判断が不当であることについては控訴理由書に詳述したが、念の為、控訴人らは、実質的当事者訴訟として、①本件各行為にかかる不作為の給付を求める訴え、②内閣総理大臣または防衛大臣が、憲法に違反する本件各行為をおこなってはならない義務を有することの確認の訴え、③控訴人らは、本件各行為によって、控訴人らの平和的生存権、人格権又は憲法改正・決定権が侵害されない地位にあることの確認の訴え、④内閣総理大臣または防衛大臣が、本件各行為を実施することによって、控訴人らの平和的生存権、人格権又は憲法改正・決定権を侵害することが違法であることの確認、以上四つの訴えを予備的に追加する。

2 本件各行為が、日本が米国の戦争に巻き込まれることを余儀なくさせ、これによって、控訴人ら各人の権利侵害を強いるもので、重大な違憲性を帯びるものであること、ひとたび、戦争やテロによって侵害された控訴人らの権利は事後的な措置による回復が不可能であることは、詳述したところである。

一例として、本日、証拠提出している「防衛フェリー」と題する動画（甲E35の1）は、新安保法制以後、民間船員が、予備自衛官となり、有事に際して武器弾薬や人員の輸送に従事せざるを得ない立場になったこと、また戦場での輸送がどれほど危険で、過去の戦争でどれほど輸送に従事する民間労働者が犠牲になったかを、極めて具体的に示している。防衛フェリーの製作者は、ホームページで「戦争は過去にあらざ」と題して、「戦争を過去の出来事としてのみ捉えるのではなく「現在起きている事象の出発点」という視点を意識しながら取材を進めました」と、その制作意図を示している。この問題意識は、まさしく本件で控訴人らが、新安保法制法による集団的自衛権の発動等の事前差し止めに求めていることと重なっている。

3 これらの具体的な事情は、実質的当事者訴訟としての給付請求権を裏付け、また確認請求についての確認の利益、即時解決の必要性を示している。

控訴人らには、運輸労働者の他、米軍基地周辺住民、過去の戦争被害による心身の癒えない傷痕を抱く者ら等があり、それぞれ個別の類型に応じた確認の利益と即時解決の必要性が存する。個別の控訴人らが、新安保法制法の制定施行により、どのような立場に置かれるようになったのか、それを専門家証人の知見によって明らかにするために、控訴人らは証人の申出を行なっている。

例えば、宮崎礼壹氏は、その陳述書（甲B41）において、抽象的な憲法論ではなく、過去の国際紛争の事例を挙げつつ集団的自衛権の概念それ自体が持つ問題性に具体的に言及している。宮崎氏は、流動する国際情勢を見据えながら、日本国憲法下での安全保障に関わる法制度のあるべき姿を探究した人物であり、新安保法制法による集団的自衛権の解禁等が、個別の控訴人らに何をもたらす法制度であるのかを、最もよく語ることのできる人物である。宮崎氏の証言なしに、本件各行為がどれだけ控訴人らに大きな災禍をもたらすものであるかを理解することはできない。また、半田滋氏は、防衛庁防衛研究所特別課程を修了している軍事研究の第一人者である。今日の情勢に即し、個別の類型の控訴人らの身に何が降りかかることになるのか、その具体的な状況や蓋然性について語る知見を持っている。

証人申請を全て却下して、一切の具体的な事実から目を背けて、処分性なしと判断した原審の審理に対する態度と結論が極めて不当であることは論を俟たない。

4 被控訴人は、訴えの変更申立に対し、「法律上の争訟」に当たらない、などとする反論を提出している。しかし、控訴人らは、新安保法制法が個別の控訴人らに対し、具体的かつ重大な権利侵害をもたらすものであるからこそ本件訴えを提起したものであって、被控訴人の反論は全般的な外れである。控訴人らは、控訴人らの主張が抽象的な議論でもなければ杞憂でもない、まさにそれぞれの控訴人らに対し、現実の災禍がすぐそこに迫っていることを、来るべき証人尋問によって明らかにする所存である。

準備書面 メーテレドキュメント 「防衛フェリー」～民間船と戦争～

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 杉浦ひとみ

本ドキュメンタリーは、民間のフェリーがどのように国の防衛計画に組み込まれていくかが明らかにされている。とともに、民間船が防衛計画に組み込まれ戦争に巻き込まれることがあっても、どれほど危険な場

面に国民を晒すことが予測できても、国が詭弁を弄して国民を守らない姿勢を目の当たりにすることができる。安保法制により、公式にも日本がアメリカの指揮下に組み込まれるようになってきている現在、日本の民間船も船員もなんの保障もなく、過去の忌まわしい轍を踏むことになる。

そのような危険な状況に、今この国が置かれていることをリアルに伝えたい。



○安保法制違憲差止め訴訟報告集会 Zoom 関連情報

トピック：差止控訴審第2回口頭弁論報告集会

時間：2021年9月10日 05:00 PM 大阪、札幌、東京

Zoom ミーティングに参加する

<https://us02web.zoom.us/j/84453445602?pwd=bXFZbmxtQUYSEVvbW1yak56eWxzZz09>

ミーティング ID: 844 5344 5602

パスコード：467650

